

公 示 日：2023年3月8日（水）

調達管理番号：22a00949

国 名：全世界（広域）

担 当 部 署：社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チーム

調 達 件 名：全世界カーボンニュートラル社会の実現に向けた調査及び技術  
支援業務（環境社会配慮）（国内業務主体）

適用される契約約款：

- ・「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください。（全費目課税）

本契約は、国内業務主体の内容となり、経費積算方法と約款上の扱いが異なる部分があります。詳細は「9. 見積書作成に係る留意点（1）報酬について」「10. 特記事項（3）その他 ②」をご覧ください。

## 1. 担当業務、格付等

- （1）担当業務：環境社会配慮
- （2）格 付：3号
- （3）業務の種類：調査団参团

## 2. 契約予定期間等

- （1）全体期間：2023年4月中旬から2025年4月下旬
- （2）業務人月：現地 2.00、国内 7.00、合計 9.00
- （3）業務日数：現地 60日、国内 140日、合計 200日
- （4）前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を越えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記（1）の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1）第1回（契約締結後）：契約金額の19%を限度とする。
- 2）第2回（契約締結後13ヵ月以降）：契約金額の19%を限度とする。
- 3）第3回（契約締結後25ヵ月以降）：契約金額の2%を限度とする。

## 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- （1）簡易プロポーザル提出部数：1部

- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2023年3月22日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：電子データのみ
  - ◇ 専用アドレス ([e-propo@jica.go.jp](mailto:e-propo@jica.go.jp))

◇ 提出方法等の詳細についてはJICAホームページ内の以下をご覧ください。

「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2022年4月）」の「別添資料11 業務実施契約（単独型）公示にかかる競争手続き」

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>

電子メールでの提出時、機構より自動配信にて【受信完了のご連絡】メールが届きます。宛先のアドレス間違いもなく自動配信メールが届かない場合には、提出期限（時刻）までにその旨をお電話で03-5226-6608まで必ずご連絡くださいますようお願い致します。提出期限までにご連絡がなく、機構がプロポーザルを受信できていなかった場合は、該当のプロポーザルは評価対象と致しかねます。

なお、個人の資格で競争に参加する場合、簡易プロポーザル提出5営業日前までに所定の競争参加資格審査申請書の提出が必要です。

- ◇ 評価結果の通知：2023年3月31日までに個別通知  
提出されたプロポーザルをJICAで評価・選考の上、契約交渉順位を決定します。

#### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
    - ① 業務実施の基本方針 16点
    - ② 業務実施上のバックアップ体制 4点
  - (2) 業務従事者の経験能力等：
    - ① 類似業務の経験 40点
    - ② 対象国・地域での業務経験 8点
    - ③ 語学力 16点
    - ④ その他学位、資格等 16点
- (計 100点)

類似業務経験の分野	環境社会配慮に係る各種調査
-----------	---------------

対象国及び類似地域	全途上国
語学の種類	英語

\* 語学の証明書に関しまして、TOEICのIPテストによるスコアレポートも可とした暫定運用は2022年9月末にて終了していますので、ご留意ください。なお、CASECやJICA専門家検定による認定書は、従来より認定の対象外となっていますので、提出（添付）いただく必要はありません。

(詳細：[https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118\\_02.html](https://www.jica.go.jp/announce/information/20220118_02.html))

## 5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：社会基盤部資源・エネルギーグループが実施している案件のうち、以下の4案件に従事している法人及び個人（補強所属元企業含む）。

- ① ラオス国「炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト」、
- ② カンボジア国「炭素中立社会に向けたクリーンエネルギー転換ロードマップ策定プロジェクト」、
- ③ ネパール国「統合的電力システム開発計画プロジェクト」、
- ④ ガーナ国「タマレ市電力供給安定化計画準備調査」に従事している各社。

なお、本件受注者は、「インドネシア国エネルギートランジション・マスタープラン策定支援プロジェクト（仮称）」の詳細計画策定調査、および新規案件のうちTOR案を作成する案件および詳細計画策定調査に参画する案件については、本体事業へはご応募いただけなくなります。

(2) 必要予防接種：特になし

## 6. 業務の背景

2015年12月のパリ協定採択後、世界的に低・脱炭素社会実現に向けた取り組みが本格化している。開発途上国を含め、パリ協定のすべての締約国は、世界の平均気温の上昇を産業革命以前と比較して2度よりはるかに低く抑え、また1.5度未満に抑えることに向けた最大限の努力をすることが求められている。この目標達成に向け、世界は低炭素から脱炭素に大きく舵を切った。この中で、JICAは「誰もが安心して資源とエネルギーを使える世界」を目指し、エネルギー利用の低・脱炭素化、電力アクセスの向上、持続可能な鉱物資源管理への取り組み（以下、「トランジション支援」という。）を加速化している。今後は、カーボンニュートラルに向けたトランジション・ロードマップ策定やクリーンエネ

ルギーの開発、クリーンエネルギーの分配（送配電網の拡大）、次世代低・脱炭素技術の開発と導入、これらを支える鉱物資源開発への支援を強化しつつある。新しい技術や政策制度を適用するトランジション支援を実施するにあたっては、国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）に照らし、JICA 及び案件を実施するコンサルタント等が適切に環境社会配慮を実施する必要がある。本業務では、JICA がトランジション支援を実施するにあたり、適切に環境社会配慮がなされるよう、支援業務を行う（以下、「本業務」という。）。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、主に国内において専門的見地から調査や技術的助言を行う。技術協力及び無償資金協力の仕組み及び手続きを十分に把握の上、対象案件に係る関係コンサルタントや調査団員として派遣される機構職員等と協議・調整しつつ、業務を行う。また、複数案件の業務を行い横断的に分析することで、JICA が今後案件を形成する際に有用なナレッジをとりまとめる。具体的担当事項は次のとおりとする。

### (1) 開発計画調査型技術協力案件に対する環境社会配慮支援(50 人日)

【カテゴリ B 案件のうち、JICA が環境社会配慮コンサルタントに委託せず、直営で実施する詳細計画策定調査(1 年間に 1-2 件程度)】

※カテゴリ A 案件では直営実施せず、環境社会配慮コンサルタントに委託する。

別途編成される現地調査に JICA 団員として参団し、調査内容と結果に対する専門的助言を行う。国内作業においては各種会議への出席、調査方針の検討にかかる専門的助言を行う。

#### ① 国内準備期間

- (a) 要請書・関連報告書等の資料・情報の収集・分析により要請背景・内容を把握し、我が国及び他援助機関のこれまでの協力状況・成果・課題も確認する。
- (b) 「カテゴリ B 案件報告書執筆要領(2019 年 11 月)」（貸与資料）の記入項目および上記(a)を踏まえて、調査方針を検討する。
- (c) 担当分野に係る調査計画、方針、面談先等を検討し、調査日程(案)を作成する。
- (d) 先方政府の関係機関や他ドナー等に対する担当分野に係る質問票(案)（英語）を作成し、JICA に提出する。（JICA が全分野の質問票を取りまとめ、現地業務開始前に先方関係機関等に送付することを想定している。）
- (e) 担当分野に係る対処方針(案)（和文）を検討した上で、現地渡航前の対処方針会議に出席し、現地における業務内容の整理をする。

## ② 現地派遣期間

- (a) 現地業務開始時に、JICA 事務所、先方政府の関係機関に調査計画・方針案を説明する。
- (b) 現地での現状把握及び収集した資料・情報をもとに、JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく以下の項目にかかる調査および検討を行う。
  - (ア) 環境影響評価制度、住民移転・用地取得に係る法制度概要の調査。
  - (イ) 予備的スコーピングの実施及びそれに基づく環境社会配慮の TOR 案の作成の上、先方実施機関及び審査部からのコメントがあれば反映する。
  - (ウ) 情報公開用の環境社会配慮調査結果案（英文）の取りまとめ。このうち（イ）、（ウ）で作成した資料は R/D で合意する内容であるため、先方政府の関係機関へ説明のうえ、事前に合意を得る。
- (c) M/M 案及び R/D 案の作成に担当分野の観点から協力する。
- (d) 担当分野に係る現地調査結果を JICA 関係者に報告する。

## ③ 帰国後整理期間

- (a) 帰国報告会、団内打合せに参加し、担当分野に係る調査結果を報告する。
- (b) 担当分野に係る本格プロジェクトへの助言(実施手法、規模、留意点等)を行う。
- (c) 情報公開用の環境社会配慮調査結果案(英文)を作成する。
- (d) 本格協力における環境社会配慮の TOR 案(和文)を作成する。
- (e) 担当分野の詳細計画策定調査報告書(案)(和文)を作成する。
- (f) 他団員がまとめる事業事前評価表案の作成に、担当分野の範囲内で協力する。

本業務で現在予定している案件は以下のとおり。同案件を含めて、年間 1-2 件を想定している。

- ・ 「インドネシア国エネルギー・トランジション・マスタープラン策定支援プロジェクト（仮称）」の詳細計画策定調査 2023 年 5 月実施予定

【カテゴリ A あるいは B 案件のうち、JICA が環境社会配慮コンサルタントに委託して実施する詳細計画策定調査(カテゴリAは 1 年間に 1 件程度、Bは 4 件程度)】

- ・ 詳細計画策定調査の環境社会配慮分野に係る TOR 案及び特記仕様書案を作成の上、審査部からのコメントがあれば反映する。
- ・ 派遣前会議と帰国報告会に参加し、コメントする。
- ・ 本格調査における環境社会配慮調査の TOR 案及び予備的スコーピング結果含めた環境社会配慮確認結果案(英)を確認しコメントする。

### 【本格調査】

- ・ 本格調査のコンサルタント選定の前の段階で、本格調査の中の環境社会配慮調査の TOR 案及び特記仕様書案を作成し、審査部からのコメントがあれば反映する。年間 1-2 件を想定している。
- ・ スコーピング段階で助言委員会の助言を求める必要がある案件では、諮問する際の留意点を整理の上、案件担当と共に会合用資料を作成する。助言委員会後は委員会のコメントをスコーピングに反映させる。
- ・ ドラフトファイナル段階で助言委員会の助言を求める必要がある案件では、諮問する際の留意点を整理の上、コンサルタントが作成する会合用資料にコメントする。
- ・ コンサルタントが提出するインセプションレポート、インテリムレポート、プログレスレポート、ドラフトファイナルレポート、ファイナルレポートの環境社会配慮部分が適切かを確認の上、コメントする。
- ・ 派遣前会議と帰国報告会に参加し、コメントする。

### (2) 技術協力プロジェクト案件(地球規模課題対応国際科学技術協力を含む)に対する環境社会配慮支援(50 人日)

※本業務では技術協力プロジェクトのカテゴリ B 案件を対象とする。

【JICA が直営で実施する詳細計画策定調査(1 年間に 1-2 件程度)】

※カテゴリ A 案件はグループ直営で実施しない。

別途編成される現地調査に JICA 団員として参画し、調査内容と結果に対する 専門的助言を行う。国内作業においては各種会議への出席、調査方針の検討にかかる専門的助言を行う。

具体的には、上記(1)①～③のとおり実施する。

【JICA が環境社会配慮コンサルタントに委託して実施する詳細計画策定調査(1 年間に 2 件程度)】

- ・ 詳細計画策定調査の環境社会配慮コンサルタントの公示 TOR 案及び特記仕様書案を作成の上、審査部からのコメントがあれば反映する。
- ・ 環境社会配慮コンサルタントが作成するスコーピング、環境緩和策、モニタリング計画、環境社会配慮実施体制等を含めた環境社会配慮確認結果案(英)を確認し、コメントする。
- ・ 派遣前会議と帰国報告会に参加し、コメントする。

【事業実施段階】(年間 2-3 件程度を想定している。)

- ・ 相手国等が環境管理計画や環境モニタリング計画、住民移転計画

(Resettlement Action Plan: RAP)を修正した場合は、その内容を確認し、コメントする。

- ・ 半年ごとに、相手国等から提出されるモニタリング結果を確認し、要改善点がある場合は、案件担当に報告するとともに、相手国等に改善を求める際のチェックリスト案を作成する。
- ・ 派遣前会議と帰国報告会に参加し、コメントする。

(3) 無償資金協力の協力準備調査案件に対する環境社会配慮支援(40 人日)(1 年間に 2 件程度)

※本業務では無償資金協力プロジェクトのカテゴリB案件を対象とする。

- ・ JICA 在外事務所からの情報収集等を通じ、留意すべき環境社会配慮事項を整理の上、協力準備調査の中の環境社会配慮調査の公示 TOR 案及び業務指示書案(再委託を認める場合は「調査仕様書(案)」作成を含む)を作成する。審査部からのコメントがあれば反映する。
- ・ 協力準備調査コンサルタントが提出するインセプションレポート(案)が適切な調査内容になっているか確認の上、コメントする。
- ・ 協力準備調査コンサルタントが提出する現地調査結果概要案が適切な調査内容になっているか確認の上、コメントする。協力準備調査コンサルタントと審査部との調査方針会議に出席し、コメントする。
- ・ 協力準備調査コンサルタントが提出するドラフトファイナルレポート(含む環境管理計画(EMP)・環境モニタリング計画(EMoP)・モニタリングフォーム、環境チェックリスト)及び環境社会配慮関連文書を確認の上、コメントする。
- ・ 派遣前会議と帰国報告会に参加し、コメントする。

(4) 新規案件形成に対する環境社会配慮支援(30 人日)(1 年間に 5 件程度)

- ・ JICA がトランジション支援に向けた新規案件を検討する際、文献やカウンターパートのインタビューなどを通じ、留意すべき環境社会配慮事項を整理すると共に、適切な対応方法について提案する。

(5) 最新の環境社会配慮ガイドライン・助言委員会における対応事項の確認(10 人日)

① 最新の JICA 環境社会配慮ガイドラインの確認

- ・ ガイドラインで求められる責務と手続きに変更がないか、ホームページや JICA の案件担当に確認し、あれば対象案件への助言業務に反映させる。
- ② JICA 環境社会配慮助言委員会(以下、「助言委員会」という。)及び審査部からの指摘事項のアップデート
- ・ 助言委員会の全体会合及びワーキンググループを傍聴し、留意すべき事項があ

れば、JICA に助言する。

- (6) 最新の国内外の動向(気候変動関連含む)を踏まえた環境社会配慮責務に係る対応への専門的助言(20 人日)

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、報告書を作成する際には、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関するガイドライン」を参照願います。

### (1) 調査報告書

#### ① 業務計画書

記載事項:業務の基本方針、方法、作業工程、要員計画等

提出時期:業務開始後 10 営業日以内

部 数:和文 1 部及び電子データ

#### ② 業務進捗報告書

記載事項:提出時期までに実施した業務内容(特に JICA 内協議資料とりまとめ)

提出時期: 2024 年 2 月末

部 数:和文 1 部及び電子データ

#### ③ 業務完了報告書(和文 3 部)

記載事項:業務結果全体

提出時期:2025 年 4 月 11 日(金)まで。

部 数:和文 1 部及び電子データ

契約期間中に業務を行った案件ごとの技術的助言及び担当分野に係る詳細計画策定調査報告書(案)(和文)は業務完了報告書(和文)に添付し、電子データ及び簡易製本各 1 部を提出する。報告書の記載項目案は以下のとおりとする。最終的な記載項目の確定に当たっては、JICA とコンサルタントで協議、確認する。

- 1) 業務の具体的内容
- 2) 業務の達成状況
- 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
- 4) 業務実施上で残された課題
- 5) 業務実施より抽出された教訓
- 6) その他特記事項
- 7) 収集資料

業務時に収集した資料及びデータは分野別に整理しリストを付す。

## (2) 業務従事者業務従事月報

業務従事者は、国内・海外における業務従事期間中の業務に関し、業務従事月報を毎月初めに監督職員へ提出する。

## (3) 議事録等

各報告書説明・協議や、その他の重要な協議・確認のために協議を行う場合には、先方と当方での認識の不一致が生じないように記録しておくべきと考えられる協議結果の概要について議事録に取りまとめ、JICA に対しても速やかに提出する。上記提出物の他、JICA が必要と認め、書面により報告を求める場合には、速やかに提出する。

## (4) 報告書の仕様

報告書全体を通じて、固有名詞、用語、単位、記号等の統一性と整合性を確保すること。報告書の印刷、電子化（CD-R）は、「コンサルタント等契約における報告書の印刷・電子媒体に関する仕様ガイドライン（2020年1月）」を参照のこと。また上記作成資料は簡易製本とする。

## 9. 見積書作成に係る留意点

### (1) 報酬について

本公示の積算を行うにあたっては、以下 URL の「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2022年4月-12月追記版）」（以下同じ）の「IX. 業務実施契約（単独型）」及び「別添資料2 報酬単価表」の「(2)国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>

見積書の様式は以下の URL に掲載しています。「見積書（兼契約金額内訳書）—2023年1月公示分以降（国内業務主体）」をお使いください。

[https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul\\_gt/index\\_since\\_201404.html](https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_gt/index_since_201404.html)

### (2) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。現時点で予定している「インドネシア国エネルギー・トランジション・マスタープラン策定支援プロジェクト」の詳細計画策定調査（仮称）の航空経路は、日本⇄ジャカルタを標準とします。その他の案件の航空賃及び日当・宿泊料等については、

本見積には含めず、決まり次第、契約変更にて対応します。

### (3) 臨時会計役の委嘱

JICA 事務所がない国においては、以下に記載の経費については、対象国を管轄する JICA 事務所または JICA 本部より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です。(当該経費は契約には含みませんので、見積書への記載は不要です)。

#### ・車両関係費

\*臨時会計役とは、会計役としての職務(例:経費の受取り、支出、精算)を必要な期間(例:現地出張期間)に限り JICA から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

### (4) 新型コロナウイルス感染対策に関連する経費

PCR 検査代及び隔離期間中の待機費用等も必要に応じて適宜、見積書に計上ください。

## 10. 特記事項

### (1) 業務日程／執務環境

#### ① 便宜供与内容(国内)

JICA 社会基盤部による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 当該業務対象案件の資料、データの提供

イ) 執務スペースの提供

発注者の事業所内での作業を必要とする場合(業務上、やむを得ず必要な場合に限る。)、機構内での作業場所を提供する。

#### ② 業務日程

「インドネシア国エネルギーtransition・マスタープラン策定支援プロジェクト(仮称)」の詳細計画策定調査については以下のとおりです。その他については対象案件が決まった後、業務従事者に説明します。

ア) 現地業務日程

現地業務期間は 2023 年 5 月 21 日～6 月 3 日を予定しています。

JICA の総括及び協力企画等団員は本業務従事者と同時若しくは数日遅れて現地調査を開始し、本業務従事者より数日前に現地調査を終える予定です。すなわち、本業務従事者が単独で現地調査を行う期間がありません。

イ) 現地での業務体制

詳細計画策定調査の調査団構成は、以下のとおりです。

- ・ 総括（JICA）
- ・ 協力企画（JICA）
- ・ 環境社会配慮（JICA（本業務従事者））
- ・ 評価分析（JICA が別途契約するコンサルタント）

ウ) 便宜供与内容

JICA インドネシア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

- ・ 空港送迎：あり
- ・ 宿舎手配：あり
- ・ 車両借上げ：全行程に対する移動車両の提供（JICA 職員等の調査期間については、職員等と同乗することとなります。）
- ・ 通訳傭上：なし。
- ・ 現地日程のアレンジ：JICA が必要に応じアレンジします。なお、総括及び協力企画担当団員到着前の関係機関へのアレンジについては、コンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。
- ・ 執務スペースの提供：なし

## （2） 参考資料

- ① 本業務に関する以下の資料を JICA 社会基盤部資源・エネルギーグループ第一チームから配布しますので、imgne@jica.go.jp 宛にご連絡ください。
  - ・ カテゴリ B 案件報告書執筆要領（2019 年 11 月）
  - ・ インドネシア国エネルギートランジション・マスタープラン策定支援プロジェクトの要請書
- ② 「インドネシア国エネルギートランジション・マスタープラン策定支援プロジェクト」に関連する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
  - ・ インドネシア国低（脱）炭素化に向けた電力セクターに係る情報収集・確認調査報告書(2022年3月)（要約版、英語版）  
[1000047527.pdf \(jica.go.jp\)](https://libopac.jica.go.jp/1000047527.pdf)  
<https://libopac.jica.go.jp/images/report/12342481.pdf>
- ③ 本契約に関する以下の資料を JICA 調達・派遣業務部契約第一課にて配付します。配付を希望される方は、専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
  - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程（2022 年 4 月 1 日版）」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則（2022 年 4 月 1 日版）」

イ) 提供依頼メール

- ・ タイトル : 「配付依頼 : サイバーセキュリティ関連資料」
- ・ 本 文 : 以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ① 業務実施契約(単独型)については、単独(1名)の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA 事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。
- ④ 本業務については新型コロナウイルスの流行の状況や先方政府側の対応次第で、渡航時期及び業務内容が変更となる場合も考えられるため、具体的な渡航開始時期等に関しては JICA と協議の上決定することと致します。

以上

## 別紙 対象案件一覧

番号	国名	プロジェクト名	スキーム	案件ステータス	渡航回数	主な業務	競争参加への制限
1	ラオス	炭素中立社会に向けた統合的エネルギーマスタープラン策定プロジェクト	開発調査型技術協力	実施中	0	案件への助言	東京電力パワーグリッド株式会社、パシフィックコンサルタンツ株式会社、東電設計株式会社、日本工営株式会社、株式会社三菱総合研究所、（補強：デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、OPMAC株式会社）
2	カンボジア	炭素中立社会に向けたクリーンエネルギー転換ロードマップ策定プロジェクト	開発調査型技術協力	契約見込み	0	案件への助言	国立大学法人京都大学、日本工営株式会社、中国電力株式会社、（補強：株式会社エイジアム研究所、アビームコンサルティング㈱、みずほ銀行、東邦ガス）
3	ネパール	統合的電力システム開発計画プロジェクト	開発調査型技術協力	実施中	0	案件への助言	株式会社ニュージェック、関西電力送配電株式会社、デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社、（補強：イー・アール・エム日本）
4	ガーナ	タマレ市電力供給安定化計画準備調査	無償資金協力の準備調査	実施中	0	案件への助言	八千代エンジニアリング株式会社、西日本技術開発株式会社